

# 市民税・県民税、所得税の申告相談

2月14日(木)・15日(金)は給与収入または公的年金等収入のみで、医療費控除などの申告により所得税が還付になる方の申告相談を行います。申告によって所得税を納付することになる方の相談はできませんので、ご注意ください。

## 申告相談スケジュール

☐ = コミュニティセンター

日程	対象地区など	場所	受付時間	
2月	14日(木)	市役所	8:30 ~ 16:00	
	15日(金)			所得税の還付申告者のみ
	18日(月)			龍ヶ崎地区
	19日(火)	愛戸・姫宮・出し山・野原・緑町	市役所 / 北文間☐	8:30 ~ 15:00 ☐ = 8:30 ~ 11:00
	20日(水)	北文間地区		
	21日(木)	川原代地区		
	22日(金)	馴柴地区	市役所 / 馴柴☐	
	24日(日)	給与所得者で平日の来庁が困難な方	市役所	8:30 ~ 12:00
	25日(月)	藤ヶ丘・城ノ内・松ヶ丘・白羽・中里		8:30 ~ 16:00
	26日(火)	馴馬・平台・中根台・久保台		
	27日(水)	大宮地区	市役所 / 大宮☐	8:30 ~ 15:00 ☐ = 8:30 ~ 11:00
	28日(木)	長戸地区	市役所 / 長戸☐	

日程	対象地区など	場所	受付時間
3月	1日(金)	市役所 八原☐	8:30 ~ 15:00 ☐ = 8:30 ~ 11:00
	3日(日)	市役所	8:30 ~ 12:00
	4日(月)		長山・松葉・小柴
	5日(火) ~ 8日(金)	市内全区域	8:30 ~ 16:00
	11日(月) ~ 15日(金)		

●コミュニティセンターでは、交通手段がなく市役所へ行くことが困難な方の相談を行います。交通手段のある方は、なるべく市役所へお越しください

●12:00 ~ 13:00は受け付けのみで、相談は行っていません。混雑状況によっては午前中の受け付けでも、午後の相談となる場合があります

## 竜ヶ崎税務署で申告してください!

次の申告は、市役所では受け付けできません。竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。



- 青色申告
- 損失申告
- 雑損控除
- ゴルフ会員権や貴金属などの総合譲渡の申告
- 株式や不動産などの分離課税の申告
- 初めて事業所得を申告する方の申告
- 国外居住親族等の扶養控除
- 住宅ローン控除(1年目の方、または2年目以降で連帯債務の方)
- 消費税
- 相続税
- 贈与税
- 修正申告
- 更正の請求

その他、内容によっては市役所で受け付けできない場合があります。

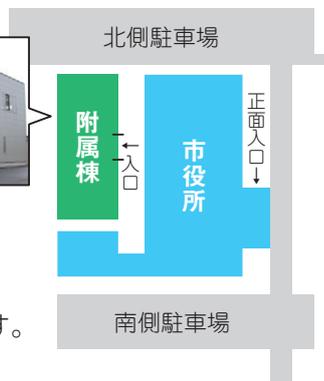
## 会場案内



市役所西側の

### 附属棟

**1階が会場**です。



この案内チラシは申告相談日まで保管してね!裏面で当日の持ち物などを確認できるよ~ん!



## 申告相談の持ち物 に✓しよう！

**本人確認書類** マイナンバー（個人番号）および身元を確認できる書類。

- マイナンバーを確認できる書類：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど
- 身元を確認できる書類：マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険証などの身分証
- ※ 代理で申告する場合は、申告者本人のマイナンバーと身元を確認できる書類が必要です。代理の方のマイナンバーや身元確認書類は不要です

**印鑑** 朱肉を必要とするもの。認印でかまいません。

----- 以下は該当する方のみご用意ください -----

**給与や公的年金等収入の源泉徴収票**

支払元が複数ある場合、全てお持ちください。原本提出です（コピー不可）。

**収支内訳書**

営業等・農業・不動産所得がある方は、あらかじめ作成してください。領収書などを持参しても収支内訳書が作成できていない場合、申告相談を受け付けできません。

**国民健康保険税（料）・介護保険料・後期高齢者医療保険料、その他任意継続保険料等の支払金額が分かるもの**

公的年金や口座から引かれている介護保険料などは、本人しか控除できません。

**国民年金の社会保険料控除証明書または領収書**

**生命保険料や地震保険料の控除証明書**

**寄附金の受領証明書**

ふるさと納税の場合は、ワンストップ特例関連書類などではなく、必ず「受領証明書」をお持ちください。

**申請者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの**

所得税の還付を受ける際に必要です。

### 医療費控除・セルフメディケーション税制を申告する場合

支払い医療費などの合計額をあらかじめ算出しておいてください。いずれも保険金などで補填される金額は、該当する医療費などから差し引きます。

**「医療費控除の明細書」および健康保険組合や保険会社などからの給付金がある場合はそれが分かるもの**

支払医療費や医薬品の購入など10万円（または総所得の5%のうち、金額の少ない方）以上を支払った方が対象です。

**「セルフメディケーション税制の明細書」および「健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行ったことを明らかにする書類」**

OTC 医薬品購入費の合計金額が12,000円以上の方が対象です。

## 公的年金等を受給している方へ

確定申告が不要な方でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

また、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、申告が必要です。

### 市民税・県民税の申告が必要な方

- 公的年金等の源泉徴収票に記載のある控除（配偶者控除・扶養控除など）を変更する場合
- 市民税・県民税が課税になる方で、生命保険料控除や医療費控除などを追加する場合
- 公的年金等以外に所得のある場合（確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告は必要です）



市民税・県民税申告書は、郵送でも受け付けています。会場・窓口は混雑しますので、ご自身で記入できる方は郵送での提出にご協力ください。



### ワンストップ特例の注意点

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方が確定申告または市民税・県民税申告をした場合、申告書の内容が優先され、ワンストップ特例が受けられなくなります。ふるさと納税の寄附金控除についても、漏れなくご申告ください。